

江別市学校給食用食器検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成19年11月29日教育長決裁

改正

令和7年7月1日

江別市学校給食用食器検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 児童及び生徒に対し、安心して提供できる学校給食用食器の選定について検討するため、江別市学校給食用食器検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、学校給食用食器の安全性等に関する調査審議を行い、食器の更新、選定について教育委員会に意見・提言等を述べるものとする。

(組織等)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

(1) 市立小中学校代表者

(2) P T A代表者

(3) 学識経験者

(4) 公募により選定された者

(5) その他教育長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求める。意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育部給食センターにおいて行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決める。

附 則

この要綱は、平成19年12月3日から施行する。

附 則（令和4年3月23日）

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。